

【日時】11月5日(土)午後2時～4時
 ③地域の居場所づくり「ここ、あいてますよ。ディスプレイニブル（自由に利用可能）な場をつくる」
 居場所づくりの実践を通して、居場所づくりの必要性和望ましい形について考えていきます。
 【日時】11月20日(日)午後2時～4時
 <①②③共通>
 【場所】輝き市民サポートセンター
 【対象】市民活動をしている方、またはこれから活動を始めたい方※3回すべて参加できなくても可。
 【定員】各回先着30人
 【講師】碓井健寛氏（創価大学経済学部准教授）ほか
 【企画】NPO法人ヒューマンケア
 【申込み】10月4日(火)から、輝き市民サポートセンターおよび公共施設に設置してある申込書を持参し直接窓口または電話、ファクスで輝き市民サポートセンター ☎・FAX 551・0166 へ。

市民活動推進事業 地域の居場所づくりとは ～「子ども食堂」を通して考える～

自宅や会社、学校に次ぐ第3の居場所と呼ばれる「子ども食堂」。これは、貧困や生活の多様化により家庭や地域の中で孤立する子どもたちを「食」から地域で支えようと始まった取り組みです。居場所はなぜ必要か、地域にはどのような効果があるか、事例をもとに探っていきます。

- ①地域の居場所づくり「はちおうじ子ども食堂」
 学生が主体となって運営している「はちおうじ子ども食堂」の事例紹介です。
 【日時】10月22日(土)午後2時～4時
- ②地域の居場所づくり「あつぎえんぴつの会」
 ささまざまな事情で義務教育を受けられなかった方に「自主夜間中学」として勉強を教えている活動の事例紹介です。

食品ロスを減らそう！
 日本では、年間約632万トンの食品ロス（まだ食べられる食品が廃棄されること）が発生しています。これは東京都民1,300万人すべての人が、1年間に食べる量に相当します。



食品ロスの約半数は家庭で発生しているため、家庭でできる身近な工夫で食品

ロスを減らしましょう。
 【食品ロスを減らす工夫】
 ①買い物前に冷蔵庫などの在庫確認をして、買すぎない。
 ②長ネギの緑の部分をきざんで餃子の具にするなど、余った食材を他の料理に利用し、使い切る、食べきる。
 ③すぐ使う食材は、買い物どき、手前に陳列されているものから選ぶ。

【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎551・1731

11月の女性悩みごと相談 ～羽村市との共同事業～

【福生市】【日時】9日(水)午前9時～午後1時
 【場所】市役所1階第1相談室

【羽村市】【日時】2日(水)16日(水)・30日(水)午後1時30分～4時30分
 【場所】羽村市役所1階市民相談室

※福生市・羽村市在住の女性でしたら、どちらの市へも申込み可。予約制で先着3人まで。
 【申込み】相談日の1か月前から福生市秘書広報課広報広聴係 ☎551・1529、羽村市市民相談係 ☎555・1111（内線541）へ。

障害者を虐待から守りましょう

障害者が家族、施設などの職員、会社の事業主などに虐待されていることに気づいたら、ひとりで抱え込まず、障害福祉課内相談窓口「福生市障害者虐待防止センター」に通報してください。



虐待をなくすためには、すべての人が協力しなければなりません。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。

◎通報や届け出をした人の情報は守られます。

【問合せ】障害者虐待防止センター ☎551・1511
 障害者手当・心身障害者医療費助成制度の申請をお忘れなく
 心身障害者福祉手当、特殊疾病患者福祉手当、心身障害者医療費助成制度等に該当する方は、申請をしてください。

各種手当や助成制度で要件が異なります。過去に非該当通知、受給資格消滅通知等を受け取られた方でも該当すると思われる場合にはご相談ください。

【問合せ】障害福祉課 ☎551・1742
 フレッシュランド西多摩からのお知らせ
 ▼臨時休館
 定期点検のため、10月4日(火)は臨時休館します。
 ▼切り絵展
 紙を切り抜いた独特な風合いが魅力の切り絵を展示します。

【期間】10月18日(火)～30日(日)
 ▼教室案内
 ①フラダンス教室：毎週水曜日午後1時～2時
 ②ヨガ教室：毎週木曜日午後1時30分～2時30分
 【参加費（1回）】①・②とも、福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町在住の方800円、その他の地域に在住の方1,100円

※参加費は、教室と入浴3時間のセット料金です。回数券、サービスマン券などは利用できません。
 【問合せ】フレッシュランド西多摩 ☎570・2626
 下水道に油を流さないで「油・断・快適！ 下水道」キャンペーン
 キッチンから流れた油は、下水道管のつまりや悪臭の原因となります。鍋や食器についた油污は、洗う前にふき取りましょう。この行動が川や海の良好な水環境につながります。
 【問合せ】施設課下水道グループ ☎551・1968

道路管理者から、道路の適正使用のお願い

▼道路に段差解消板、ブロック、植木鉢等を設置しないでください

平成20年の道路交通法改正により、自転車の車道左端通行の原則が徹底されています。車両等の出入りのための段差解消板やブロック、また植木鉢等、障害物が置いてあると大変危険です。法律で道路上にこれらを置くことはできません。置かないようにお願いします。

なお、敷地と道路との段差を解消したい場合は、自費（個人負担）で歩道の切り下げ工事を行っていただきます。事前に道路法に基づき、工事の承認申請手続きが必要です。道路管理者へご相談ください。

事故防止のためにも皆様のご協力をお願いします。
 【問合せ】<都道に関する事> 西多摩建設事務所管理課監察担当 ☎0428・22・7216 <市道に関する事> 道路公園課管理グループ ☎551・1969

「福生都市計画道路3・3・3の1号新五日市街道線」に関する都市計画変更案・環境影響評価書案の縦覧及び説明会について

都道五日市街道の拡幅計画「福生都市計画道路3・3・3の1号（現3・4・3の1号）新五日市街道線（福生市大字熊川）」の建設事業に関し、都市計画変更案・環境影響評価書案の縦覧及び説明会を、次のとおり行います。

- <都市計画変更案の縦覧>
 【都市計画変更内容】都市計画道路の幅員の拡幅変更など
 【縦覧期間】10月21日(金)～11月4日(金)午前9時～正午、午後1時～5時（土・日・祝日を除く）
 【縦覧場所】市役所第一棟3階まちづくり計画課、東京都庁第二本庁舎21階北側東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課
 【意見書の提出】10月21日(金)～11月4日(金)の間に持参、郵送（必着）で〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課計画監理担当（☎03・5388・3225）へ。

- <環境影響評価書案の縦覧・閲覧>
 【縦覧期間】10月21日(金)～11月21日(月)午前9時30分～午後4時30分（土・日・祝日を除く）
 【縦覧場所】市役所第一棟3階まちづくり計画課、東京都庁第二本庁舎23階南側東京都環境局総務部環境政策課、立川合同庁舎3階東京都多摩環境事務所管理課
 【閲覧期間】10月21日(金)～11月20日(日)午前9時30分～午後4時30分（月曜日を除く）
 【閲覧場所】福東会館（大字熊川1662-7）
 【意見書の提出】10月21日(金)～12月5日(月)の間に事業名、住所、氏名及び環境保全の見地からの意見を記載し、持参、郵送（当日消印有効）で〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都環境局総務部環境政策課（☎03・5388・3406）へ。
 <都市計画変更案・環境影響評価書案説明会>
 【日時】10月28日(金)午後7時～9時・29日(土)午後2時～4時※2回とも同じ内容です。
 【場所】福東会館（大字熊川1662-7）※駐車場はありません。
 【問合せ】東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03・5388・3328、東京都建設局道路建設部計画課 ☎03・5320・5323、市役所まちづくり計画課 ☎551・1952

